

I 章

業務の紹介

貸付業務

1. 概要	24
2. 貸付利率	26
3. 貸付けの審査体制	28
4. 貸付実績・貸付残高	28
5. 貸付対象事業の紹介	31

資金調達業務

1. 機構債券の種類	39
2. 資金調達の基本スタンス	40
3. 機構債券の特徴	41
4. 資金調達実績の推移	42

地方支援業務

1. 基本姿勢	43
2. 地方支援業務の概要	43



西脇市茜が丘複合施設 Miraie(みらいえ)／兵庫県西脇市



貸付業務

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通しています。

1 概要

地方債計画に計上された公的資金として、総務大臣又は都道府県知事が同意又は許可を行った地方債に対して貸付けを行っています。

1. 貸付対象団体

貸付先は、地方公共団体のみを対象としています。

2. 貸付対象事業

貸付対象事業は、地方公共団体の実施する次の事業です。

一般会計債

- ・公共事業等
- ・公営住宅事業
- ・学校教育施設等整備事業
- ・社会福祉施設整備事業
- ・一般廃棄物処理事業
- ・一般事業
- ・地域活性化事業
- ・防災対策事業
- ・地方道路等整備事業
- ・合併特例事業
- ・緊急防災・減災事業
- ・公共施設等適正管理推進事業
- ・過疎対策事業

公営企業債

- ・水道事業
- ・工業用水道事業
- ・交通事業
- ・電気事業
- ・ガス事業
- ・港湾整備事業
- ・病院事業
- ・介護サービス事業
- ・市場事業
- ・と畜場事業
- ・下水道事業
- ・観光施設事業
- ・駐車場事業
- ・産業廃棄物処理事業

臨時財政対策債

上記のほか、東日本大震災に係る一般補助施設整備等事業債及び被災施設借換債を対象としています。

3. 貸付けの種類

機構の貸付けは、次の3種類です。

○長期貸付

起債の同意又は許可を得た地方公共団体に対する、償還期限が2会計年度以上にわたる資金の貸付け

○同意・許可前貸付

起債の同意又は許可の見込みが確実な事業に対する、長期貸付までのつなぎ資金の貸付け

○短期貸付

当該年度分として収納された歳入をもって償還が行われる、一時借入金の資金の貸付け

なお、これらのほか、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための「受託貸付」も行っています。

4. 償還期限

主な貸付対象の償還期限は、次のとおりです。

貸付対象事業		平成30年度同意（許可）債			
		固定金利		利率見直し ^{*1}	
		償還期限	据置期間	償還期限	据置期間
一般会計債	公共事業等 ^{*2}	年以内	年以内	年以内	年以内
	20	5	20	5	
	公営住宅事業	25	5	25	5
	教育・福祉施設等整備事業	25	3	25	3
	社会福祉施設整備事業	20	3	20	3
	一般廃棄物処理事業	15	3	15	3
	一般事業 ^{*2}	30	5	30	5
	地域活性化事業	30	5	30	5
	防災対策事業	30	5	30	5
	地方道路等整備事業	20	5	20	5
公営企業債	合併特例事業	30	5	30	5
	緊急防災・減災事業	30	5	30	5
	公共施設等適正管理推進事業	30	5	30	5
	過疎対策事業	30	5	40	5
	都道府県・政令指定都市	—	—	30	3
	市町村	—	—	20	3
	水道事業	30	5	40	5
	工業用水道事業	30	5	40	5
	交通事業 ^{*2}	30	5	40	5
	電気事業 ^{*2}	30	5	30	5

*1 利率見直しは、借入後5年ごと、10年ごと、15年ごと、20年後、30年後の見直し（ただし、臨時財政対策債については、借入後5年ごと、10年ごとの見直し）となります。

*2 当該事業のうち、最も償還期限及び据置期間が長い事業について記載しています。

貸付業務

2 貸付利率

資金調達コストに見合う貸付利率を基準利率として設定し、政策課題に応じて基準利率を引き下げた貸付利率を機構特別利率として設定しています。

1. 貸付利率

機構では、基準利率及び機構特別利率^{*}の2種類の貸付利率を設定しています。

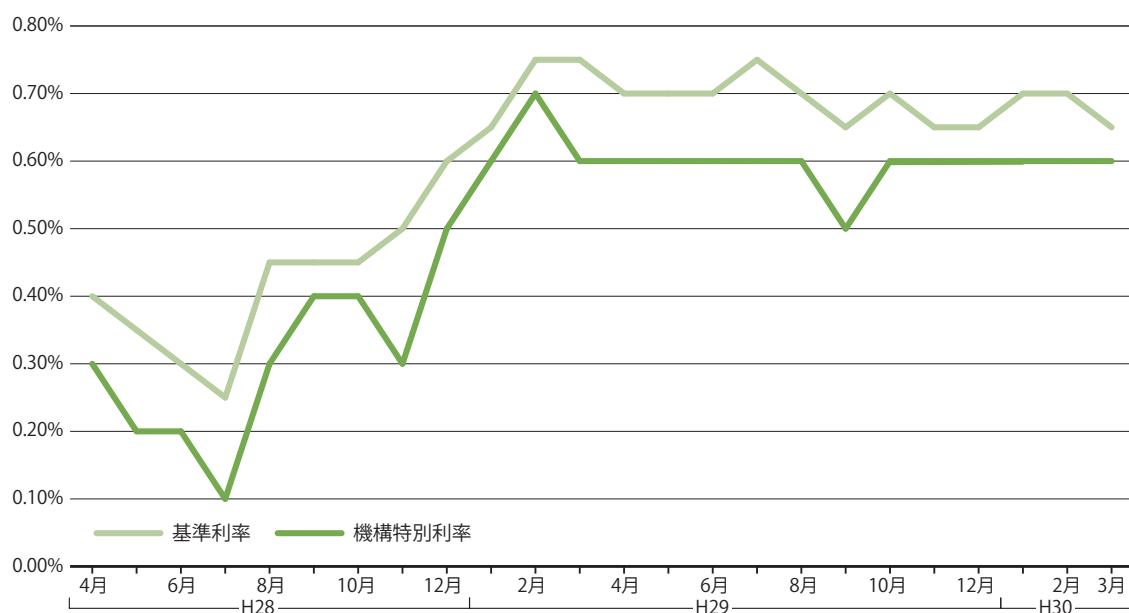
基準利率は、収支相償の考え方に基づき、機構の資金調達コストと貸付けの利息収入とが均衡するように算出した利率です。具体的には、機構が調達した貸付原資に係るキャッシュ・フローの割引現在価値と、機構の貸付けにおけるそれぞれの償還期限及び据置期間並びに償還形態ごとにこれを貸し付けた場合のキャッシュ・フローの割引現在価値とが等しくなるよう定めたもので、港湾整備事業、観光施設事業、産業廃棄物処理事業及び同意・許可前貸付に適用されています。

機構特別利率は、地方公共団体健全化基金の運用益等及び機構自己財源を活用して、基準利率を0.35%利下げしたもので、貸付対象事業のうち、住民生活の基盤の整備のために特に必要な事業及び臨時財政対策債に適用されています。

なお、平成28年4月からの貸付利率の推移は次のとおりであり、機構特別利率は同時期の財政融資資金の貸付利率と同水準となっています。これは、機構の貸付利率については、同一償還条件の財政融資資金利率を下限としているためです。

^{*}平成24年度同意（許可）債から、それまでの旧特別利率（基準利率-0.30%）及び旧臨時特別利率（基準利率-0.35%）を機構特別利率として一本化しました。

貸付利率の推移（固定金利方式、30年償還（うち5年据置）の例）

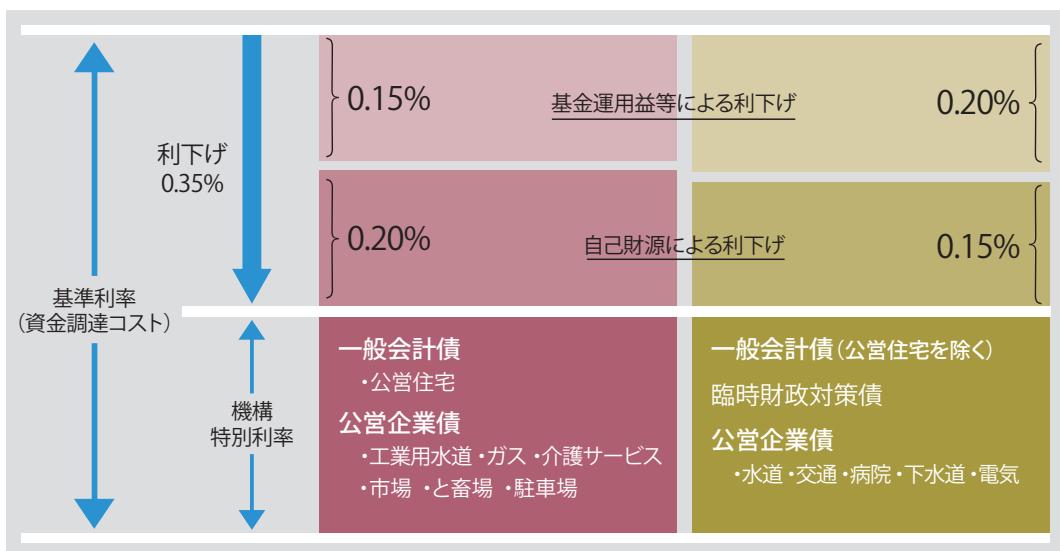


*貸付利率は、固定金利方式、30年償還（うち5年据置）、半年賦元利均等償還のものを記載しています。

2. 公営競技納付金等による利下げ

地方公共団体が行う公営競技の収益の均てん化を目的として、地方財政法附則第32条の2の規定に基づき、公営競技（競馬、競輪、オートレース、競艇）を行う地方公共団体は、当該公営競技の収益の一部を地方公共団体金融機関に納付することとされています。

この公営競技納付金は、地方公共団体健全化基金に積み立てられ、その運用益等及び自己財源により機構特別利率と基準利率との利差を補てんしています。



※同一償還条件の財政融資資金利率を下限としています。

※事業ごとの基金運用益による利下げ幅は、地方公共団体金融機関の財務及び会計に関する省令（平成20年総務省令第87号）の規定に基づき、総務大臣が定めています。



ポートレース戸田



とりで競輪



さがけいば



静岡けいりん

貸付業務

3 貸付けの審査体制

機構では、地方債の同意・許可等の手続により、事業の内容、適法性、償還確実性等が確認されていることを前提に、次のとおり必要な審査を適切に実施しています。

- ①貸付予定の地方公共団体・公営企業について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に定める健全化判断比率等を用いて、決算数値及び個別の財政状況等を確認します。また、必要に応じ都道府県及び市町村等の関係部署にヒアリングを行います。
- ②貸付けに際して、地方公共団体からの借入申込書類に基づき、地方債の同意又は許可の有無、借入れに必要な議会の議決や予算措置等の事項について審査します。
- ③貸付後、全都道府県に職員が赴き、貸付金の使用状況及び貸付事業の実施状況の確認を行うとともに、必要に応じヒアリング等により財政状況・経営状況を把握します。

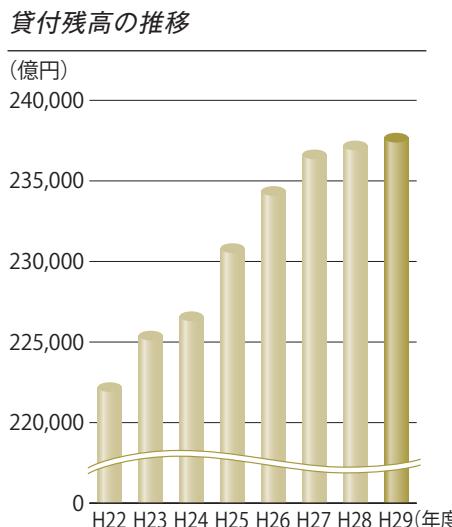
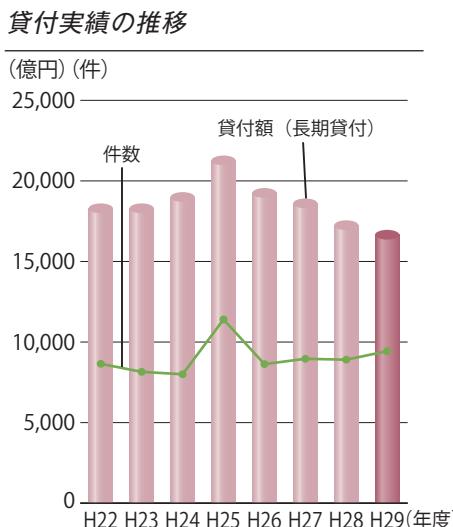


4 貸付実績・貸付残高

1. 全体の貸付実績・貸付残高の推移

貸付額は、東日本大震災に関する事業への貸付ニーズの高まり等から増加しましたが、平成26年度には、旧緊急防災・減災事業、東日本大震災に関する特定被災地方公共団体借換債の制度終了等により減少に転じました。

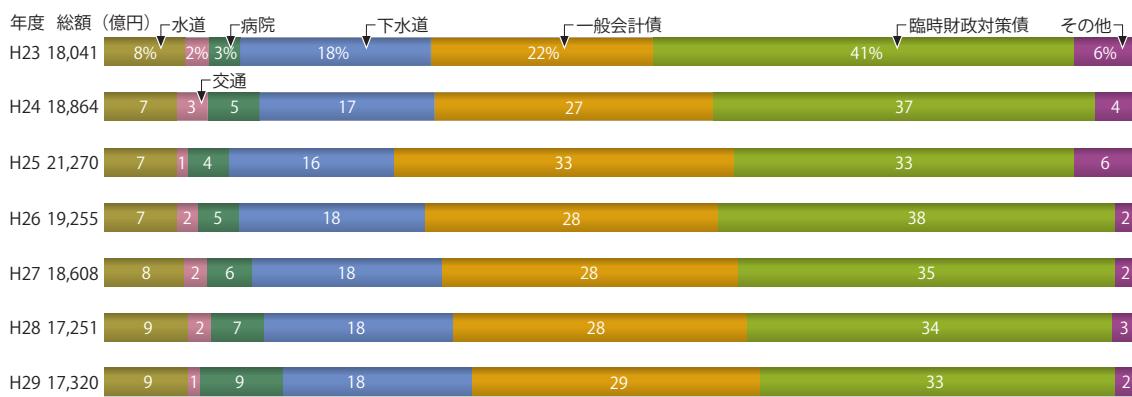
平成29年度の貸付実績は1兆7,320億円であり、平成29年度末における貸付残高は23兆7,682億円となっています。



2. 年度別・事業別貸付実績

平成29年度の事業別の貸付実績は、臨時財政対策債が最も多く5,635億円で全体の33%を占め、次いで下水道事業が3,188億円で18%、水道事業が1,522億円で9%の順になっています。

年度別事業別長期貸付額構成比（受託貸付を除く）



※同意・許可前貸付は長期貸付に振り替えられた年度に計上しています。

※その他には、公営企業借換債、被災施設借換債、特定被災地方公共団体借換債を含んでいます。

※四捨五入により計が一致しないことがあります。

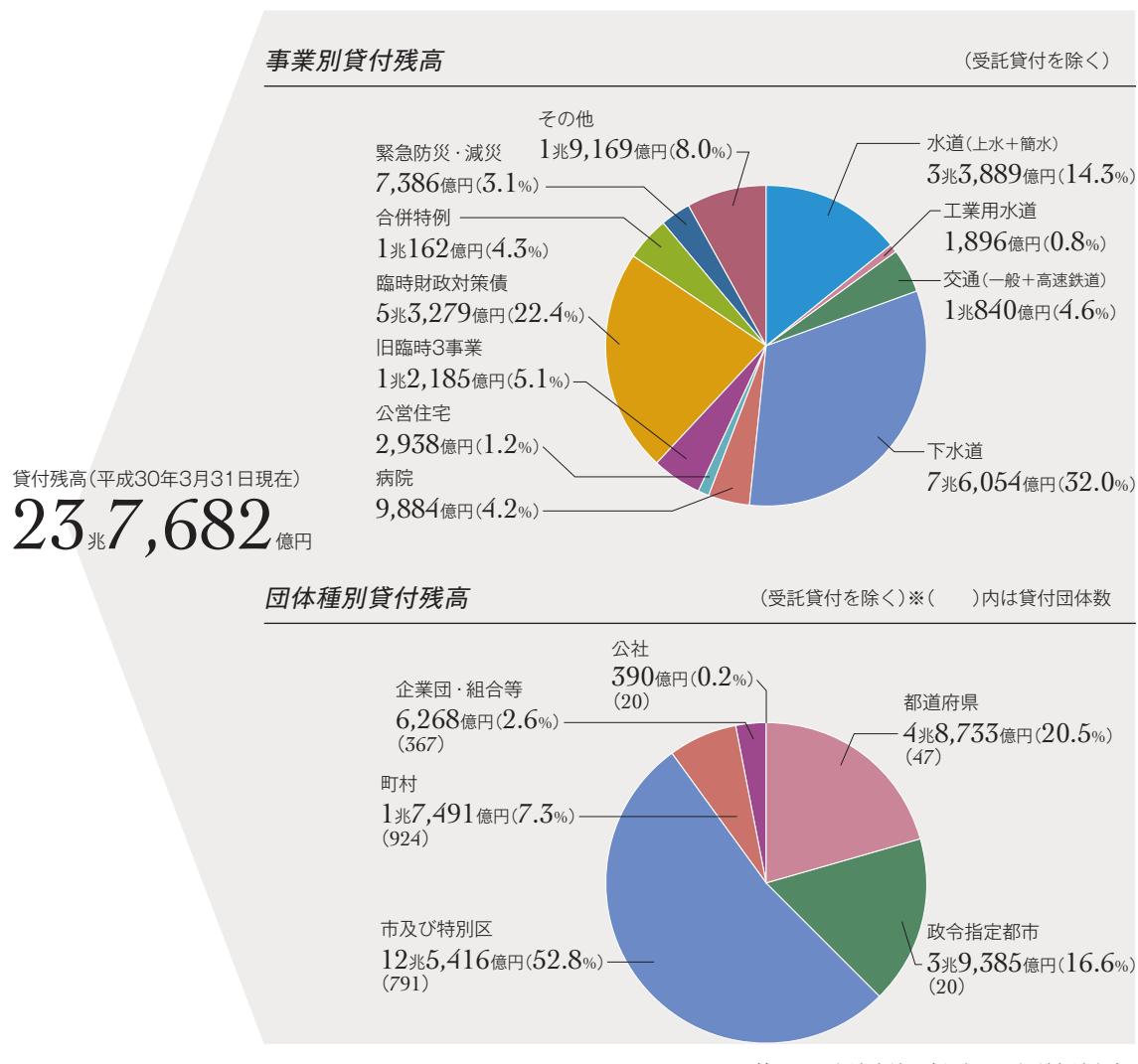
※一般会計債には、公営住宅に係る貸付けを含んでいます。

貸付業務

3. 事業別・団体種別貸付残高

平成29年度末の貸付残高は23兆7,682億円で、これを事業別にみると下水道事業が7兆6,054億円で最も多く全体の32%を占め、次いで臨時財政対策債が5兆3,279億円で22%、水道事業が3兆3,889億円で14%の順になっています。

貸付けを行っている地方公共団体等の数は、平成29年度末現在では、全都道府県をはじめとして2,169団体に及んでいます。残高ベースでの内訳は、政令指定都市を除く市町村及び特別区が14兆2,907億円で最も多く全体の60%を占めています。次いで、都道府県が4兆8,733億円で21%、政令指定都市が3兆9,385億円で17%となっており、残り6,657億円が企業団・組合等及び公社で3%となっています。



5 貸付対象事業の紹介

水道事業



水道事業：白水原水調整池（沖縄県石垣市）

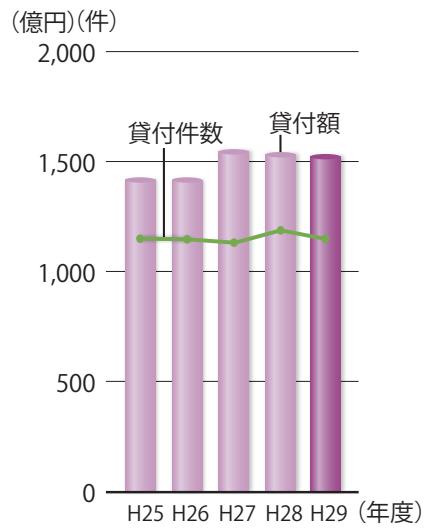
上水道事業は、清浄で豊富廉価な水の供給による、公衆衛生の向上、生活環境の改善に重要な役割を果たしています。

平成 28 年度において地方公共団体が経営する水道事業（簡易水道事業を含む。）は、2,041 事業あり、年間約 181 億m³の給水を行っており、平成 28 年度末における給水人口は約 1 億 2,440 万人となっています。

水道普及率は、平成 28 年度末で 97.9% となっています。

平成 29 年度の貸付額は、1,522 億円となっています。

※写真は融資事業の例ですので、平成 29 年度に貸し付けた事業とは限りません。



貸付業務

交通事業

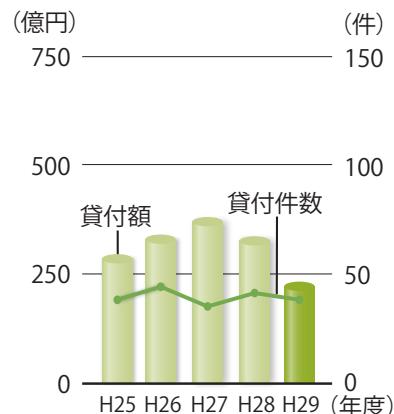


交通事業：仙台市地下鉄東西線（宮城県仙台市）

交通事業は、バス、都市高速鉄道、路面電車、モノレール、船舶等地域における交通手段の確保に、重要な役割を果たしています。

平成 28 年度において地方公共団体が経営する交通事業は、バス事業 25 事業、都市高速鉄道事業 9 事業、路面電車事業 5 事業、モノレール等事業 2 事業、船舶事業 45 事業の合計 86 事業あり、年間延べ約 43 億人（1 日平均 1,182 万人）に利用されています。

平成 29 年度の貸付額は、221 億円となっています。



病院事業

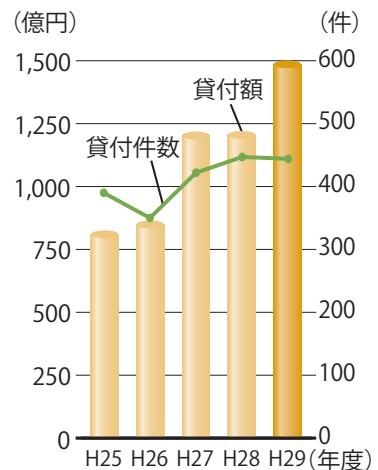


病院事業：宇和島市立宇和島病院（愛媛県宇和島市）

病院事業は、一般医療はもちろん、民間医療機関が提供することが困難な離島、山間地等のへき地医療、急速な体系的整備が必要とされる救急医療、高度医療及び結核、精神医療等の特殊医療の確保に重要な役割を果たしています。

平成 28 年度において地方公共団体が経営する病院事業は、635 事業あり、これらの事業が有する病院の数は 792 病院（一般病院 760、精神科病院 32）となっています。

平成 29 年度の貸付額は、1,486 億円（地方独立行政法人が経営する病院事業への貸付金を含む。）となっています。



貸付業務

下水道事業



下水道事業：清瀬水再生センターア下水汚泥ガス化炉（東京都）

下水道事業は、汚水の処理による生活環境の改善や雨水の排除による浸水の防除、公共用水域の水質保全に重要な役割を果たしています。

平成 28 年度において地方公共団体が経営する下水道事業は、3,639 事業あり、年間総処理水量（流域下水道分を除く雨水処理水量と汚水処理水量の合計）は約 150 億 m³、平成 28 年度末における現在処理区域内人口は 1 億 407 万人、汚水処理人口普及率は 90.4% となっています。

平成 29 年度の貸付額は、3,188 億円となっています。

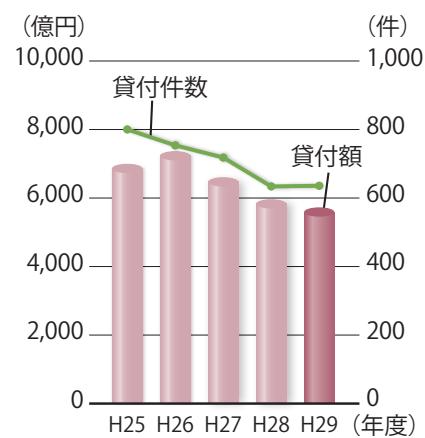


臨時財政対策債

臨時財政対策債は地方公共団体の一般財源不足を補うため、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）の規定に基づき、特別に発行を認められた地方債です。

臨時財政対策債の発行に伴い地方公共団体が将来にわたって支払うべき元利償還金は、後年度の地方交付税としてその全額が措置されることとなっています。

平成 29 年度の貸付額は、5,635 億円となっています。



緊急防災・減災事業

緊急防災・減災事業は、災害に強いまちづくりのための事業、災害に迅速に対応するための情報網の構築及び地域の防災力を強化するための施設の整備などの地方単独事業等が貸付対象となっています。

平成 29 年度の貸付額は、1,357 億円となっています。



旧緊急防災・減災事業：津波避難タワー（高知県南国市）

貸付業務

■公共事業等

いわゆる公共事業は、国全体からみて必要とされる事業に対して、それぞれの法律や予算によつて国が事業費の一部を補助、負担するか、又は国が直接事業を行うものです。そのうち地方公共団体が負担する部分が起債対象となり、機構資金については、社会資本整備総合交付金を受けて実施する道路事業等が貸付対象となります。

平成 29 年度の貸付額は、753 億円となっています。

■公営住宅事業

公営住宅は、地方公共団体により建設され、平成 28 年度末では約 240 万戸が管理されています。
平成 29 年度の貸付額は、213 億円となっています。

■全国防災事業

東日本大震災の教訓を踏まえて実施する国の東日本大震災復興特別会計予算における全国的な防災対策の事業です。

平成 29 年度の貸付額は、81 億円となっています。

■学校教育施設等整備事業

地方公共団体が単独事業として行う高等学校（一般事業の対象となるものを除く。）、幼稚園等の施設整備・用地取得造成や義務教育施設の大規模改造事業です。

平成 29 年度の貸付額は、186 億円となっています。

■社会福祉施設整備事業

老人福祉施設や児童福祉施設等の社会福祉施設の整備事業です。
平成 29 年度の貸付額は、180 億円となっています。

■一般廃棄物処理事業

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条に規定する一般廃棄物処理施設のうち、地方公共団体が行うし尿処理施設、ごみ処理施設等の整備事業を貸付対象としています。

平成 29 年度の貸付額は、141 億円となっています。

■一般事業

一般事業は、地方財政法第 5 条等に規定する適債事業のうち、地方債計画の他の事業項目で措置されない全ての事業を対象とするものであり、機構資金については河川等事業（中小河川の整備）や臨時高等学校改築等事業（建築後 15 年程度を経過した高等学校の改築事業等）等が貸付対象となります。

平成 29 年度の貸付額は、108 億円となっています。

■地域活性化事業

地域の経済循環の創造に資する事業及び活力ある社会経済を維持するための拠点である連携中枢都市圏構想の推進に資する事業等、地域の活性化のための基盤整備事業を対象としています。

平成 29 年度の貸付額は、113 億円となっています。

■防災対策事業

地方公共団体が行う災害等に強い安心安全なまちづくりを推進するための防災対策事業です。

平成 29 年度の貸付額は、172 億円となっています。

■地方道路等整備事業

地方公共団体が単独事業として行う都道府県道、市町村道、農道、林道の整備事業です。

平成 29 年度の貸付額は、441 億円となっています。

■合併特例事業

合併した市町村が行う市町村建設計画に基づく事業や都道府県の構想に位置付けられた市町村の合併に伴い必要となる事業です。上水道、下水道及び病院事業について、合併に伴う増嵩経費に対する一般会計からの出資や市町村振興のための基金造成等も対象となっています。

平成 29 年度の貸付額は、1,021 億円となっています。

■公共施設等適正管理推進事業 / 旧公共施設最適化事業

公共施設最適化事業は、地方公共団体が、公共施設等総合管理計画に基づき実施する事業であって、既存の公共施設の集約化・複合化を実施するものを対象としています。

公共施設等適正管理推進事業は、公共施設最適化事業を拡充し、長寿命化対策、コンパクトシティの推進（立地適正化）等を貸付対象としたものです。

平成 29 年度の貸付額は、177 億円となっています。

■過疎対策事業

過疎地域の市町村が過疎地域自立促進市町村計画に基づき実施する事業です。機構資金は、簡易水道施設及び下水道処理施設が貸付対象となります。

■工業用水道事業

平成 28 年度において地方公共団体が経営する工業用水道事業は、155 事業 258 施設あり、5,988 箇所の工場等に年間約 43 億m³を給水しています。

平成 29 年度の貸付額は、113 億円となっています。

貸付業務

■電気事業・ガス事業

平成 28 年度において地方公共団体が経営する電気事業は、95 事業 470 発電所あり、発電能力は最大出力 273 万 kW、年間発電電力量は 86 億 kWh に達しています。

また、平成 28 年度において地方公共団体が経営するガス事業は、26 事業あり、83 万戸の家庭に年間 348 億 MJ のガスを供給しています。

平成 29 年度の貸付額は、51 億円となっています。

■港湾整備事業

平成 28 年度において地方公共団体が経営する港湾整備事業は、97 事業あり、埋め立て、荷役機械、上屋、倉庫、貯木場、引船等の事業を行っています。

平成 29 年度の貸付額は、31 億円となっています。

■介護サービス事業

介護報酬で運営される老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム等の整備事業及び介護のために必要な機械器具の整備事業を行っています。

平成 29 年度の貸付額は、13 億円となっています。

■市場事業

平成 28 年度において地方公共団体が経営する市場事業は、161 事業あり、年間の取扱量は、そ菜 697 万トン、果実 207 万トン、水産物 291 万トン、肉類その他 70 万トンに達し、生活物資の流通の近代化に貢献しています。

平成 29 年度の貸付額は、94 億円となっています。

■と畜場事業

平成 28 年度において地方公共団体が経営すると畜場事業は、57 事業あり、年間処理実績は 382 万頭となっています。

平成 29 年度の貸付額は、5 億円となっています。

■観光施設事業・産業廃棄物処理事業

平成 28 年度において地方公共団体が経営する観光施設事業は、休養宿泊事業 99 事業、ロープウェイ 49 事業、その他観光事業（温泉、城、資料館、動植物園等）142 事業の合計 290 事業あります。

平成 29 年度の貸付額は、2 億円となっています。

■駐車場事業

平成 28 年度において地方公共団体が経営する駐車場事業は、220 事業 669 施設あり、公営駐車場の収容能力は約 12 万 8 千台、1 日平均利用台数は約 20 万台となっています。

平成 29 年度の貸付額は、6 億円となっています。

資金調達業務

地方の共同資金調達機関として、地方公共団体に対し低利で安定した資金を融資するため、その原資となる資金の調達コストの縮減を図りつつ、かつ安定的な調達を行っています。

1 機構債券の種類

貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における地方金融機構債（政府保証のない債券）の公募による発行を基本としながら、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券の発行、長期借入も併せて行っています。

また、公営企業金融公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための既往の政府保証が付された公営企業債券の借換えについては、政府保証債の発行によって行っています。

地方金融機構債(非政府保証債)	地方金融機構債は、機構が発行する政府保証のない債券ですが、地方公共団体金融機構法により一般担保が付与され、他の一般債務より優先して弁済されます(地方公共団体金融機構法第40条第2項)。
国内債	
公募債	<ul style="list-style-type: none"> ・定例債：5年、10年、20年、30年の各年限で定期的に発行しています。 ・FLIP債、スポット債：市場の動向を見極めながら機動的に発行しています。
	地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券 <ul style="list-style-type: none"> ・地共連引受債：地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券 (地方公務員等共済組合法施行規則(昭和37年自治省令第20号)第11条の10の3) ・地共済引受債：地方公務員共済組合(地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合)、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券
国外債	MTNプログラムによる外貨建債券を発行しています。
政府保証債	政府保証債は、公営企業金融公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための、既往の政府保証が付された公営企業債券の借換えについて発行しています。なお、地方金融機構債と同様に一般担保が付与されています。

※FLIP債、スポット債、MTNプログラムについては11頁を参照

資金調達業務

2 資金調達の基本スタンス

必要な資金を低コストで安定的に資本市場から調達するため、資金調達手段の多様化を推進するとともに、積極的な情報開示と説明責任を十分に果たしていくこと等を通じ、機構に対する資本市場からの確固たる信認を強化していきます。

また、日本銀行の一連の金融政策による低金利の状況の継続に伴い、投資家の需要など市場環境が大きく変化してきましたが、今後の金融政策の動向及び投資家の需要を注視しつつ、実際に資金調達を行うに当たっては、引き続き弾力的・機動的に対応していきます。

1. 資金調達手段の多様化

安定的な資金調達を行っていく観点から、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理や調達コストを考慮しつつ、市場環境や市場のニーズに応じ、中期、超長期を含めた多様な年限及び形態による柔軟な資金調達に努めています。

資金調達に当たっては、債券発行を基本とし、市場のニーズに迅速かつ的確に応えた資金調達を行っています。

国内債については、定例債として5年債、10年債、20年債、30年債を発行するとともに、引き続きFLIP債による投資家ニーズに応じた柔軟な債券発行を行うほか、市場の環境に応じ、スポット債を発行しています。

国外債については、ベンチマーク債の定例的な発行に努めるとともに、個人向け売出外債を継続的に発行しています。また、プライベート・プレイスメントによる機動的な発行も行っています。

長期借入については、資金調達手段の更なる多様化の一環として活用していきます。

加えて、フレックス枠については、定例債の増額やスポット債の発行に活用するなど、引き続き市場の動向に応じて、より一層機動的な資金調達に努めています。

こうした取組みを通じ、JFMブランドの知名度を十分に活かすとともに、国内、国外を問わず、世界の市場環境を注視しながら、資金調達コストの縮減が図られるよう、多様な市場において資金調達に努めています。

2. 資本市場に対する積極的な情報開示と説明の徹底

投資家保護の観点から、機構の事業・財務内容やリスク管理等の状況についてのディスクロージャーを適切に実施しています。

機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、資本市場からの確固たる信認を強化できるよう、投資家説明会や個別投資家訪問等のIRを積極的に実施しています。また、海外市場における債券発行の円滑化を図る等の観点から、海外投資家に対するIRについても積極的に実施しています。

このほか、投資家の投資計画策定に資するよう年間の資金調達計画を策定し、年度が始まる前にあらかじめ公表するとともに、年度中の8月においても下半期の資金調達計画を公表しています。

国内定例債は、各四半期が始まる1ヶ月前までに、各月の発行年限、発行額及び主幹事会社を公表しています。

3. 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しながら、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献していきます。

※ FLIP 債、スポット債、MTN プログラムについては 11 頁を参照

3 機構債券の特徴

機構が発行する地方金融機関債は、以下のような特徴から、地方公共団体が発行する地方債と同等のものと考えており、国債と同じ格付けで極めて信用力の高い債券です。

- 機構は、地方の共同資金調達機関であり、全ての都道府県・市区町村の出資により設立された公的な機関であること
- 機構の貸付先は、地方公共団体に限られており、デフォルトはこれまで一度もないことから、資産の安定性は極めて高いといえること
- 金利変動による損失を補てんするための金利変動準備金や貸付利率を軽減するための地方公共団体健全化基金など、万全の財務基盤が確保されていること
- 地方公共団体金融機関法において、機構解散時の最終弁済責任は地方公共団体が負うことから、償還確実性が担保されていること

機構は、S&P グローバル・レーティング（S&P）、ムーディーズ・ジャパン（Moody's）及び格付投資情報センター（R&I）から、日本国内の公共債発行機関では最高位の発行体格付を取得しています。

また、機構のリスクウェイトのカテゴリーは、10%（円建債）となっています。
このほか、海外投資家（非居住者、外国法人等）が受け取る機構債券等（機構の発行する債券（公営企業金融公庫が発行し、機構が承継する債券を含む。）の利子等について非課税とする税制上の措置が講じられています。

※リスクウェイトについては、日本国内投資家向け数値であり、外貨建て又は海外の投資家に関しては、各国規制当局の確認によるものとされています。（平成 30 年 3 月 31 日現在）

発行体格付(依頼)	S&P : A + Moody's : A 1 R&I : A A +	(平成 30 年 3 月 31 日 現在)
BIS リスク・ウェイト(円建)	地方金融機関債 : 10%	(参考)国債・地方債 : 0% 政府保証債 : 0%
一般担保	機構債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有します。 なお、この先取特権の順位は、民法(明治 29 年法律第 89 号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとされています。(地方公共団体金融機関法第 40 条)	

資金調達業務

4 資金調達実績の推移

機構では、非政府保証の地方金融機構債（公募債、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券）及び公営企業金融公庫から承継した債券の借換えのための政府保証債を発行しています。この他、資金調達手段の多様化の一環として長期借入による資金調達も行っています。

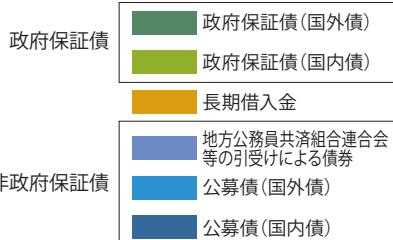
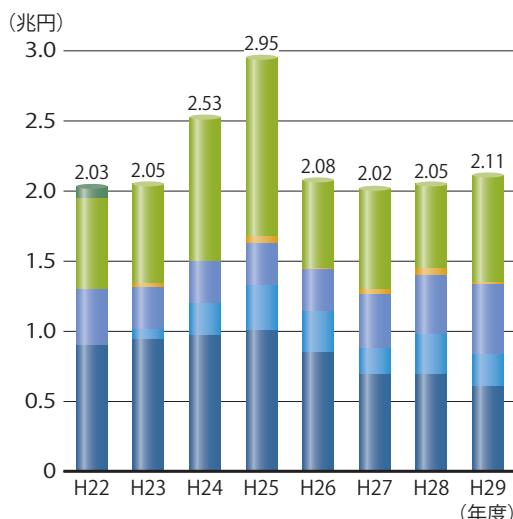
平成 29 年度の資金調達総額は 2 兆 1,146 億円となり、平成 28 年度と比較し増加しました。これは、非政府保証の地方金融機構債の発行額が減少した一方で、政府保証債や地方公務員共済組合連合会等の引受による債券の発行額が増加したことなどによるものです。

また、平成 29 年度末の債券発行残高は 20 兆 2,909 億円、借入金残高は 1,595 億円となっており、これらの合計は 20 兆 4,504 億円となっています。

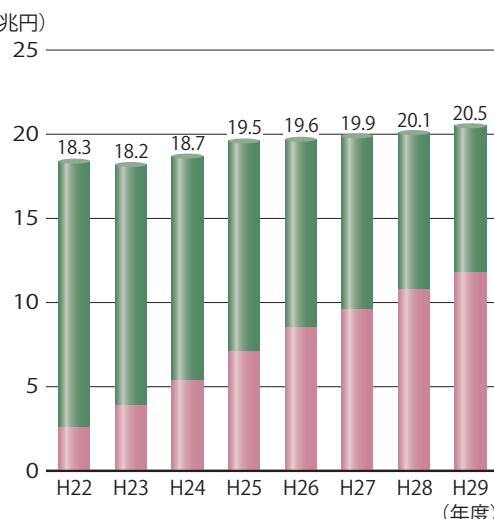
このうち、一般勘定の残高は 11 兆 7,857 億円、管理勘定の残高は 8 兆 6,647 億円となっています。平成 20 年度の機構の業務開始以降、一般勘定については残高が増加する一方、管理勘定については減少しており、平成 28 年度末から一般勘定の残高が管理勘定の残高を上回っています。

(注) 債券発行残高については、決算における償却原価法による調整を行う前の金額（額面金額ベース）を記載しています。

資金調達額



債券発行及び借入金残高



管理勘定

一般勘定

※管理勘定及び一般勘定については54頁を参照

※債券発行残高については、決算における償却原価法による調整を行う前の金額（額面金額ベース）を記載

地方支援業務

地方公共団体のニーズにあわせて、財政の健全性の確保、資金調達等をはじめ地方公共団体の財政運営全般にわたる課題について必要な調査・支援を実施し、地方公共団体の期待に幅広く応えていきます。

1 基本姿勢

機構は、地方の共同資金調達機関であり、地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通する役割を担います。

この市場参加者としての専門知識・経験を活かしながら、地方公共団体の健全な財政運営の実現に向けて、財政の健全性の確保、民間金融機関等からの資金調達等をはじめ地方公共団体の財政運営全般に関わる各種支援事業を、団体のニーズを踏まえて実施しています。

また、機構は国や関係機関と連携・協力の下、市場参加者と情報交換を行い、大学・研究者・シンクタンク等とも連携強化を図り、地方公共団体のニーズに即した支援を提供しています。

2 地方支援業務の概要

平成30年度は、地方公共団体のニーズを踏まえ、喫緊の課題である地方公営企業会計適用拡大・地方公営企業の経営戦略策定及び地方公会計制度に係る統一的な基準導入後の活用に係る支援や、自治体財政に関するテーマを題材としたJFM地方自治体財政セミナーなどを充実させるほか、地方財政に関する調査研究、地域金融に関する調査など地方公共団体の財政健全化及び資金調達に資する調査研究を実施し、その調査・研究から得られた知見や先進事例等の成果を、人材育成・実務支援・情報発信に活用します。

また、業務実施に当たっては、先進自治体職員等の外部人材の一層の活用を進めるほか、地方公共団体への情報発信を強化します。

1. 調査研究

地方公共団体の財政運営や地域金融、諸外国の地方財政制度等に関する総合的な研究を実施し、その成果を人材育成・実務支援・情報発信に活用するなど、地方公共団体へ還元します。

■地方財政等に関する調査研究

地方公共団体が健全な財政運営を確保するための取組事例・手法及びその課題について調査研究を実施します。

また、総務省が各公営企業に対して平成32年度までに策定を要請している経営戦略について、各団体の策定作業を加速化させるための方策に関する調査研究を総務省と共同で実施します。

地方支援業務

■先進事例の収集・蓄積

地方公共団体の実務的関心の高い事項について、先進事例を収集・蓄積します。

■諸外国の地方財政制度等に関する調査研究

諸外国の地方財政制度やその運用、諸外国の地方公共団体向け共同調達機関等の最新の動向等について調査研究を実施します。

■地域金融に関する調査研究

地方公共団体の地域金融機関等からの借入動向及びそれを取り巻く環境等について調査研究を実施します。

2. 人材育成・実務支援

地方公共団体に対して、財政運営の健全性を確保する上で必要不可欠な財政・金融に係る知識を習得するためのセミナー等を実施すると共に、個別の財政運営や資金調達等における課題や疑問の解決に向け、きめ細かな支援を提供します。

■JFM 地方自治体財政セミナー等の開催

地方公共団体にとって関心の高い地方財政に関するテーマを題材とした実務担当者向けのセミナーを回数を増やして実施し、地方公共団体の職員の能力向上等を図るとともに、市町村長を対象とした10周年記念シンポジウムを実施します。

■各種研修会の開催

資金調達等に関する基礎的な知識の習得を目的として、機構主催の資金調達入門研修及び資金運用入門研修の集合研修を実施します。

また、市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所との共催による宿泊型研修を実施します。

■出前講座の開催

地方公共団体に機構職員や外部有識者等を講師として派遣し、その団体の要望に応じたテーマで講義を実施します。

■学習用教材の提供

資金調達等に係る基礎的な知識の向上に資する教材をホームページを通じて提供します。

■財政運営や資金調達等に係る実務支援

地方公共団体の抱える財政運営や資金調達等に係る具体的な課題や疑問に対して、電話やメール、訪問等の方法により個別に助言を行います。

また、住民参加型市場公募地方債を初めて発行する地方公共団体に対し、自治体ファイナンス・アドバイザーが助言を行うとともに、広報経費等に対し助成を行います。

■地方公営企業会計適用拡大・地方公営企業の経営戦略策定の支援のための専門家の派遣

都道府県が開催する研修会等へ専門家を派遣し、地方公共団体のニーズに応じた講義や個別相談会に対応することで、新たに地方公営企業会計の適用や経営戦略の策定を行う地方公共団体を支援します。

■地方公会計制度に係る統一的な基準に基づく財務書類等の活用・運用の支援

地方公共団体の経営改善を促進するため、複式簿記・発生主義に基づく新たな地方公会計の整備が進められていることから、都道府県が開催する研修会等へ専門家を派遣し、地方公共団体のニーズに応じた活用・運用に関する講義や個別相談会に対応することで、統一的な基準に基づく財務書類等の活用・運用を行う地方公共団体を支援します。

3. 情報発信

ホームページ等を効果的に活用することにより情報発信を強化します。

■地方公共団体が財政運営の健全性を確保する上で参考となる先進事例を検索できるシステムの構築

■経済・金融データ、金融知識等の提供